

平成29年度 事業計画書



社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会

大野城市社会福祉協議会の理念と目標

理 念

私たちのまち、大野城と市民（人）を愛する

この理念を基本として次の目標を掲げます。

目 標

地域は、福祉情報の宝庫であり、
その中からニーズや課題を的確に把握し、
地域住民と共にその課題の解決に向けた取り組みを行い、
住み慣れた地域で
「安心して安全に暮らせるまちづくり」を目指します。

大野城市社会福祉協議会 2017年度（平成29年度）事業計画書

基本方針

平成29年度は、事務局の組織編成の見直しを行うとともに、改正社会福祉法が本年4月1日より本格施行されることから、より一層のガバナンスの強化に努めなければなりません。特に、平成29年度は、市と社協が一体的に策定した「第1期大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画」の最終年であると同時に第2期計画の策定年でもあることから計画内容の更なる充実が求められることになります。

また昨年、市より受託した地域包括ケアシステムにおける生活支援体制整備事業については、平成29年度中に協議体の設立を目指します。

以上の社会福祉法の改正や地域包括ケアシステムの構築、そして大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画は、それぞれが固有の性質を有していますが、福祉ニーズの多様化・複雑化するなか、既存の制度では十分に対応出来ない地域や個別の課題に対して地域全体で支える力を再構築していくことが共通した本質であると言えます。

国は、介護保険法、社会福祉法等の改正を行い、市町村による地域包括支援体制の確立、共生型サービスの創設を行い、平成30年には、診療報酬と介護報酬の同時改定、生活困窮者自立支援制度の強化を含めた社会保障制度全般の見直しが大きな山場を迎えることが予定されており、それ以降も更なる制度の改革が行われるものと思われます。

その中で新しい地域包括支援体制の確立として包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度と連携して、新しい地域包括支援体制を確立し、「地域共生社会」を目指すとしています。

本会としては、既に昨年の基本方針として地域包括ケアシステムの構築にあたり、高齢者だけに限定されるものではなく、児童、障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者を含めたすべての市民を対象とした「全世代・全対象型」の仕組みとしての構築が目指されるべきものとして考え方を示しました。

これらの新たな取り組みは、住民の理解が必要であり、普及・啓発、そして定着と時間を要するため、本会としては、段階的な取り組みとともに「地域と共に考える」という姿勢を崩さず市民参加の道筋をつくっていくことが肝要であると考えます。

その為に継続して市民、地域（区）、行政、関係機関・団体、NPO等と連携を強化し地域福祉活動を展開していきます。

重点項目

1. 社会福祉法人・施設や関係団体との連携強化を図る

社会福祉法の改正により、事業運営の透明性の向上とともに、「地域における公益的な取組」が明文化され、社会福祉協議会と社会福祉法人・施設が連携・協働し地域の課題に対応することが求められていますが、本会は既に当事者の組織化をとおり、当事者団体や社会福祉法人・施設との強い繋がりを有し、今後は「我が事」「丸ごと」

の地域づくりを育む仕組みをつくるため、そのリーダーシップを発揮し連携の強化を図ります。

2. 組織編成・体制の強化

昨年、試行的に「権利擁護事業推進準備室」を設け、日常生活自立支援事業や法人後見の枠組みを整備していきましたが、平成29年度は、管理職の分担化を図り「権利擁護課」と「募金・施設（総合福祉センター管理）課」を新設し組織編成・体制の強化を図ります。

3. 第2期大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画の策定

市と社協が一体的に策定した「大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画」の第2期が平成30年度より開始されます。その策定年として様々な世代の市民の声を吸い上げ、第2期として継続するもの、通常事業へ移行するものなどを仕分けするとともに本計画の進行管理機関である「やすらぎのまち市民協議会」の意見も取り入れながら、更に充実した計画として市と協働して第2期の計画を策定します。

なお、計画の策定にあたっては、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が分野別計画の上位計画に位置づけられることとなる点も考慮する必要があります。

4. 生活支援体制整備事業（地域包括ケアシステム）における協議体の設置

昨年設置した生活支援体制整備研究会において「大野城市の目指す地域の姿」を具体的なかたちにしながらか大野城市らしい協議体の設置を目指します。

協議体の設置にあたっては、その業務は行政からの委託であることから、まず行政がその方向性を示す必要があります。その方向性を研究会で検討を行い、住民主体の協議体づくりを進めなければなりません、一部の人に負担感を生じさせることがないように、市民が自発的に行う土台をつくりながら、その活動を市民に見えるかたちとして緩やかに拡充を図っていくものとします。

また、事業の実施にあたっては、行政計画であるコミュニティ構想とも整合性を図ることを念頭に置いておかなければなりません。

5. 相談支援の窓口を強化

新設する権利擁護課を相談支援の窓口として、総合相談事業である「ふくし何でも相談・心配ごと相談・電話法律相談」に加えて日常生活自立支援事業、法人後見事業、生活福祉資金貸付事業などワンストップ的な窓口として相談支援を行うものとしします。また迅速な対象者の把握や包括的な支援を行うため介護サービス課、地域課とも連携しながら、本人のニーズを起点に支援を調整し、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった区別なく、包括的な支援を行うものとしします。

6. 被災地の応援

昨年発生した熊本地震による被災地の応援、そして発災直後から支援している福島・南相馬市の応援として、総合福祉センター1階ロビーに福島の物産等を展示販売するコーナーを継続していきます。

7. 効率的な事業運営

正規職員が少ない現状では、職責にかかわらず職員全員で業務の質を高め、実績を積み重ねながら、その体制の強化に努める必要があります。ビルド・アンド・スクラップ（事業を点検し整理すること）については、昨年9月に事務局内にプロジェクトチームを発足させ協議を重ねてきました。その結果を踏まえ、障害のある児童の夏休み期間中の預かり事業（夏っ子クラブ）については、改正児童福祉法により放課後デイが創設されたことにより参加児童が激減したことから、平成29年度より市が実施するタイムケア事業へ移行するものとします。

8. 専門職である社協職員のスキルアップと情報共有の徹底

職員のスキルアップとして、社会福祉士や精神保健福祉士などの必要な資格取得を目指す職員に対して国家試験等の受験資格を取得するための支援をこれまで同様に行うとともに、業務の質の向上を図るため、組織上の縦割りをなくし、全ての課の情報共有を徹底します。

なお、人事評価システムについては、引き続き市のシステムも参考にしながら、職員の能力、適正などを把握し、職員を育てる（やる気を高める）システムの確立を目指します。

2017年度 大野城市社会福祉協議会 主な事業・会議予定表(前期)

月	日	曜日	事業・行事	事務局会議等
4	1	土	社協だより（ふくしんぼ162号）発行	
	3	月		コミュニティ福祉部会連協
	12	水		福祉委員会
5	未定		第1回大野城市やすらぎのまち市民協議会	
	未定			平成28年度監査
	未定			正副会長会
	未定			総務委員会
	未定			理事会・評議員会
6	1	木	社協だより（ふくしんぼ163号）発行	
	1	木		理事会
	5	月		コミュニティ福祉部会連協
	14	水		福祉委員会
7				
	未定		重度障がい者リフレッシュ事業	
	未定		小中ふれあいの旅2017事前説明会	
	未定		第2回大野城市やすらぎのまち市民協議会	
8	1	火	社協だより（ふくしんぼ164号）発行	
	7	月		コミュニティ福祉部会連協
	上旬		福祉教育基礎研修会	
	26～27	土日	小中ふれあいの旅2017	
	未定			共同募金会支会理事会
9	23～24	土日	（おおの山城大文字まつり）	
	未定		赤い羽根共同募金のつどい	

2017年度 大野城市社会福祉協議会 主な事業・会議予定表(後期)

月	日	曜日	事業・行事	事務局会議等
10	1	日	社協だより（ふくしんぼ165号）発行	
	1	日	共同募金運動開始（12/31まで）	
	2	月		コミュニティ福祉部会連協
	11	水		福祉委員会
	15	日	ふれあいの旅2017事前研修会	
	24	火	中央地区番茶の会	
	28～29	土日	ふれあいの旅2017	
	未定		第3回大野城市やすらぎのまち市民協議会	
11	4～5	土日	（生涯学習フェスティバル）	
	8	水	南地区番茶の会	
	10	金	北地区番茶の会	
	20	月	東地区番茶の会	
	26	日	ふくしフェスティバル2017	
	未定			上半期監査
12	1	金	社協だより（ふくしんぼ166号）発行	
	4	月		コミュニティ福祉部会連協
	13	水		福祉委員会
1	未定		第4回大野城市やすらぎのまち市民協議会	
2	1	木	社協だより（ふくしんぼ167号）発行	
	5	月		コミュニティ福祉部会連協
	14	水		福祉委員会
3	11	日	おおのじょうボランティアのつどい	
	未定		在宅介護者のつどい	
	未定		第5回大野城市やすらぎのまち市民協議会	
	未定			福祉事業委員会
	未定			総務委員会
	未定			理事会・評議員会
	未定			共同募金会支会理事会

※ 毎月第2土曜日は介護サービス定例研修